

【一般会計等財務書類 注記事項】

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

(土地の再調達原価の算定については、路線ごとに沿接する宅地等の固定資産税評価額の平均価額を採用する評価方法を採用していますが、市街地宅地評価法を適用しない地域については町丁目（大字・小字）単位の固定資産税評価額を平均単価として採用しています。)

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8 年～50 年

工作物 10 年～60 年

物品 2 年～15 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

2 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものは次のとおりです。

事件番号	事件名	請求金額
大阪高等裁判所令和元年（ネ）第 1961 号	南陵中いじめ関連訴訟	90 百万円
京都地方裁判所平成 27 年（ワ）第 3452 号	石原水害関連訴訟	27 百万円
京都地方裁判所平成 28 年（ワ）第 2679 号	石原水害関連訴訟	29 百万円
京都地方裁判所平成 28 年（ワ）第 2834 号	戸田水害関連訴訟	7 百万円
京都地方裁判所平成 29 年（行ウ）第 35 号	家庭系一般廃棄物処理関連住民訴訟	5 百万円
大阪高等裁判所令和 2 年（ワ）第 898 号	公文書廃棄に係る慰謝料等請求事件訴訟	3 百万円
京都地方裁判所令和元年（ハ）第 56 号	質問状の無回答に係る金員請求訴訟	3 万円
京都地方裁判所令和元年（ワ）第 50 号	市道内私有地に係る国家賠償請求事件訴訟	5 百万円

3 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

休日急患診療所費特別会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 ー%

連結実質赤字比率 ー%

実質公債費比率 10.9%

将来負担比率 51.8%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 10 百万円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

区分	金額
繰越明許費	3,253 百万円
一般会計	3,253 百万円
計	3,253 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

令和 2 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

事業用資産 115 百万円

土地 115 百万円

インフラ資産 3 百万円

土地 3 百万円

令和2年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によります。

② 基金借入金（繰替運用）

基金名	期間	繰替運用額
—	—	—

③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 36,751,276 円

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 23,178 百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 4,719 百万円

将来負担額 74,752 百万円

充当可能基金額 10,012 百万円

特定財源見込額 4,045 百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 51,117 百万円

⑤ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 224 百万円

⑥ 管理者と所有者が異なる指定区間外の道路、河川等の法定外公共物については、資産として計上しておりません。

法定外公共物 108,490 件（令和2年8月末時点）

(3) 資金収支計算書に係る事項

① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

ア 固定資産等形成分

資金収支計算書の「投資活動支出」のうち、「公共施設等整備支出」、「基金積立金支出」及び「貸付金支出」の合計額を計上しています。

イ 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

② 基礎的財政収支 1,125 百万円

③ 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	44,265 百万円	43,672 百万円
繰越金に伴う差額	△476 百万円	
基金繰入額		267 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	22 百万円	22 百万円
内部取引消去	△8 百万円	△8 百万円
資金収支計算書	43,803 百万円	43,953 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（休日急患診療所費特別会計）の分だけ相違します。

④ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額

資金収支計算書の業務活動収支	2,641 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	955 百万円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	1,061 百万円
減価償却費	△3,912 百万円
賞与等引当金繰入額	△444 百万円
退職手当引当金繰入額	△120 百万円
徴収不能引当金繰入額	△29 百万円
資産除売却益（損）	△183 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△31 百万円

⑤ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	4,510 百万円
一時借入金に係る利子額	0 円

⑥ 重要な非資金取引

本年度において、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債はありません。なお、債務負担行為のうち確定債務とみなされる案件についても負債のその他にまとめて計上しています。